

外務省外交史料館の 現代韓国朝鮮関係資料について

太田 修

(佛教大学)

1. はじめに

外務省外交史料館の戦後外交記録は、1976年の第1回分から2007年の第20回分の公開に至るまで、「30年を経過した戦後外交記録」は公開するという「原則」にしたがって公開されてきた⁽¹⁾。その中には現代韓国朝鮮関係資料も含まれている。まず、その概要と主な資料について紹介しておきたい。

また、2008年5月までに、市民グループ「日韓会談文書・全面公開を求める会」の開示請求によって約6万枚の日韓国交正常化交渉（日韓会談）関係資料が公開された。この資料は08年6月現在、外交史料館では公開されていないが、資料が膨大かつ重要であるため、資料開示の経緯、開示文書の概要、資料公開の問題と課題について略述しておく。

2. 外交史料館で公開されている現代韓国朝鮮関係資料

外交史料館所蔵の戦後外交記録⁽²⁾中には、まず、在朝日本人および在日・在外朝鮮人の引揚げ関係資料がある。その在朝日本人引揚げ関連資料には、解放直後の朝鮮半島南部・北部の政治、経済、社会情勢、日本人の生命財産の保護救済、在外同胞援護会、京城日本人世話会等の引揚援護団体関連の文書類がある⁽³⁾。これらの資料は、日本人引揚げ問題だけでなく、解放直後の日本人・朝鮮人関係や、朝鮮の政治、経済、社会情勢などを研究する上で有益である。学習院大学東洋文化研究所の友邦協会・中央日韓協会所蔵資料と合わせて検討する必要があろう。

また、戦後外交記録には、在日朝鮮人、または

アジア太平洋戦争に動員されていた在外朝鮮人の引揚及び遺骨送還等に関する記録が若干あり⁽⁴⁾、その中には日本に動員されていた在日朝鮮人労働者関係資料もある⁽⁵⁾。

次に、日本敗戦後の朝鮮人学校閉鎖問題について、各地方の連絡調整事務局が外務省に報告した文書類、朝連の民青解散に伴う措置、朝鮮人大学校認可問題関連の文書類が注目される⁽⁶⁾。筆者が知る限りでは、これらの資料はこれまであまり利用されていない。

その他に、解放直後の朝鮮の政治情勢に関するもの⁽⁷⁾、ポツダム宣言受諾、賠償関連の文書群の中に散在する朝鮮関係資料などがあり、解放直後の朝鮮政治経済を研究する上では見落とせない。また、朝鮮戦争関連の資料もかなりあるが⁽⁸⁾、そのほとんどが休戦交渉、政治会談、各国の態度や世論を概説した報告類である。

「30年を経過した戦後外交記録」は公開するという「原則」によって公開された韓国朝鮮関係資料はおよそ以上のようなものだが、「30年原則」は外務省の内規によるもので、当然、外務省が保有している全文書が公開されたわけではない。これまでの開示資料から判断して、重要な文書はそのほとんどが公開されていないと言わなければならぬ。

そうした中で、2001年4月に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」⁽⁹⁾（情報公開法）が施行され、外交史料の開示請求が可能になった。その結果、これまで13件（2008年6月現在）の開示請求がなされ、外交資料館でも「歴史資料として価値が認められる開示文書（写し）の件名目録」、「歴史資料として価値が認められる開示文書（写し）の一般利用目録」によって、開示文書が閲覧できるようになっている。

現代韓国朝鮮についても、日韓国交正常化交渉、金大中事件、日朝国交正常化交渉などの資料が公開されている。例えば、日韓国交正常化交渉関係文書を見ると、「日韓会談第一回財産・請求権問題委員会議事録（昭和 27 年 2 月 20 日）」、「大平・ラスク会談に関する件」、「再開第 6 次日韓全面会談第一回本会議」などがある。ところがそのほとんどが、墨塗りされていたり「以下〇頁不開示」と記されてたりして歴史資料として使いものにならない。「歴史資料として価値が認められる……」という目録の文言は皮肉としか言いようがない。

情報公開法によって外交記録の開示請求が可能になったこと自体は評価すべきだが、なぜこのように墨塗りされた資料が出てくるのか。それは、情報公開法に「不開示情報」の規定があるからだ。「不開示情報」に該当するかどうかは行政機関の長、ここでは外務大臣が判断することになっている。資料の多くは「不開示情報」に該当すると判断されたのだ⁽¹⁰⁾。

ただし、不開示とされた場合には、情報公開法の規定に基づいて「不服申立て」をすることができ、その場合は第三者機関としての「情報公開審査会」に諮問されることになっている。しかし、情報公開法に行政側の判断が尊重される規定があるため、必ずしも請求する側の権利が保障されるわけではない⁽¹¹⁾。

こうした情報公開法の問題もあり、現代韓国朝鮮関係の重要な外交記録は公開されていないものが依然として多いのである。

外交史料館のほかに、国立公文書館には、大蔵省、法務省などの行政省庁から移管された日韓会談などの韓国朝鮮関係資料がある⁽¹²⁾。しかし、雑誌論文や新聞報道や一部資料を除いて、政府内部文書類のほとんどが非公開とされているのが現状である。

3. 公開された日韓国交正常化交渉関係資料

1951 年に始まった日韓国交正常化交渉（日韓会談）の結果、65 年に日韓条約が締結され、国交が正常化された。この交渉では、戦後の日韓関

係だけでなく、1945 年以前の過去の問題の処理が議論された。さらに、日韓条約はその後の日韓関係を規定し、日朝関係にも影響を及ぼした。そのため、研究者だけでなく、補償を求める被害者や補償問題に关心を寄せる市民が日韓会談関係資料の公開を強く望んできた。

これに対して日本政府（外務省）は、定例の外交記録公開でも公開せず、情報公開法に基づく開示請求でもそのほとんどを不開示としてきた。一方、韓国では、情報公開請求や裁判を経て、2005 年に外交通商部の保有する外交記録が一括公開された。

こうした中で 2006 年 4 月、約 500 名の日韓市民からなる「日韓会談文書の全面公開を求める会」（「求める会」）が日本政府（外務省）に対して日韓会談文書の開示請求を行った。その後、外務省側の不適切な対応に対する「不服申立て」、裁判を経て、外務省は 2008 年 5 月までに 6 次にわたる開示決定を行い、約 6 万枚の関係文書を開示した⁽¹³⁾。

「求める会」では、これらの公開された資料の一覧表（開示決定番号、文書番号、開示・不開示・部分開示、文書名、枚数、不開示理由）を作成し、すでに第 4 次開示分（2008 年 4 月）までの文書約 11,000 枚を会のホームページ上で公開している⁽¹⁴⁾。

今回公開された資料は、1948 年 6 月から 1971 年 11 月までに作成された、基本関係、財産請求権、在日韓国人の法的地位、漁業、文化財、竹島（独島）、在日朝鮮人の「帰国」、経済協力、船舶などの日韓会談関係資料である。開示された文書量は約 6 万枚という膨大なものであり、その大部分がこの小論を執筆する直前に開示されたため、筆者はすべての文書に目を通せていない。資料全体の解題は次の機会に譲ることとし、ここではこれまでの開示文書の意義・今後の研究の可能性、そして文書公開の課題についてふれておく。

意義と研究の可能性についてだが、三点指摘できる。まず、今回の日韓会談文書の公開は戦後外交記録の公開史上画期的なことで、開示された文書も質量ともに充実しているという点である。それらの文書は、①日本政府（外務省）の方針・対

策関連文書類（外務省の方針・対策案、各省庁の分析・意見・方針、メモ書き）、②議事録類（各会談・委員会の議事録・議事要録・非公式会議録、政府内の専門家会議録・幹部会議概要・省庁間打ち合わせ）、③交渉経緯の記録、問題点・課題を整理した文書類、④その他（書簡、出張報告、内外の動静報告、国会論議要旨、年表・日誌、報道資料、雑誌・新聞記事翻訳）など多岐にわたっており、文字通り外務省の内部文書といえるものである。

最も意義深い点は、本格的な内部文書の公開により、韓国側資料や米国側資料からは知りえない、日本政府の政策・方針、または各省庁の意向、省庁間の齟齬・対立などが浮かび上がってくるということである。

第二に、2005年公開の韓国側資料や米国立公文書館の米国側資料と今回公開された日本側資料を比較することによって、日韓会談の歴史、政治・経済的構造、さらには日米韓関係を多面的・立体的に把握することが可能となる点である。特に、日韓会談で双方が、基本関係、財産請求権、在日韓国人の法的地位、文化財問題など植民地支配の歴史に関わる問題をどのように処理しようとしたのか、明確にできるだろう。その点で、主として韓国側の流出資料と公刊資料に依拠して書かれた既存の日韓会談研究⁽¹⁵⁾は再検討されなければならない。

第三に、当時の対韓、対朝鮮認識のみならず、日本政府の植民地支配認識がより明確になるという点である。これまでには、韓国側外交文書、日本の国会議事録、新聞報道などをもとに論及されてきたが、今回公開された「久保田発言」関連の内部文書⁽¹⁶⁾や第5、6次会談での外務省、大蔵省の内部文書⁽¹⁷⁾の分析によって、日本政府の植民地支配・戦争認識がかなり鮮明にできるものと期待される。

次に、文書公開の問題と課題についてである。まず、今回大量の日韓会談文書が開示されたことは評価すべきだが、依然として不開示部分が多いという問題が残る。開示された1917文書のうち、不開示は23文書、部分開示は524文書にもなる⁽¹⁸⁾。特に、情報公開法「不開示情報」規定の個人・法

人情報以外に、国の安全・外交に関する情報、公安情報に該当するという理由で、基本関係、財産請求権、文化財、在日韓国人、竹島問題など植民地支配の歴史に関わる文書に不開示が目立つ⁽¹⁹⁾。今後、これら大量の不開示が正当なものかどうか詳細に検討しなければならない。

そもそも、今回の開示で外務省が所蔵している日韓会談文書がすべて公開されたのかということ自体が不明である。これまで調査した限りでは、全面公開されたとは言えそうにない。例えば、NHKが入手した外務省内部資料（「対外経済技術協力に関する予算措置について」1960年7月22日）や高崎宗司氏が発見した大蔵省理財局外債課『日韓請求権問題参考資料（未定稿）（第二分冊）』（1963年6月）が見当たらない⁽²⁰⁾。また、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」（1965年12月17日成立）の作成過程に関する資料もすべて公開されてはいない⁽²¹⁾。これらも今後の検討課題である。

しかし、そもそも情報公開以前に、外務省が公文書をどのように作成、保存、廃棄しているのかが不明である。それは、情報公開法とともに公文書問題の両輪の一つをなす公文書管理制度において、公文書の作成、保存、廃棄などの公文書管理までが行政機関の判断にまかされてきたからである⁽²²⁾。こうした現状を克服するために、2008年6月現在、福田政権下で公文書管理法の制定も視野に入れた公文書管理制度の改革が進められていると聞く。行政機関の抵抗によって骨抜きにされないようその行方を注視する必要があろう⁽²³⁾。

最後に指摘しておくべきは、外交史料館での資料公開状況についてである。先にも述べたように、現在外交史料館では、定例公開の資料のほかに、情報公開法により開示請求された資料（ほとんど墨塗りか不開示）が公開されている。しかし、「求める会」の請求によって開示された文書は、2008年5月20日現在、外交史料館では閲覧できない状態にある⁽²⁴⁾。少なくとも2007年11月（第3次開示）までに開示された文書約7,000枚は外交史料館で公開されてしかるべきであり、2008

年4月（第4次開示）と5月（第5、6次開示）に開示された文書約53,000枚も早急に外交史料館で公開されるべきだろう。

4. おわりに

日本の現代韓国朝鮮関係資料の中で、最も基本的かつ重要なものはやはり日本政府が作成した公文書である。これまでみてきたように、研究者・市民の開示請求の努力によって資料状況は改善され、とりわけ日韓会談関係資料は大量に開示された。今後、これらの資料をもとに新しい現代韓国朝鮮研究が現れることに期待したい。しかしながら、外務省資料にも不開示部分が大量にあるだけでなく、外務省以外の資料はほとんど非公開であり、歴史公文書の公開は依然として不十分な状態にある。

今後、研究者、学会が情報公開法によって外務省など各省庁や国立公文書館に開示請求を行ったり、情報公開法の問題点を検討、指摘したりする作業を進めていくことが求められる。歴史公文書の文書管理制度についても、問題点を指摘し改善策を積極的に提言していく必要があろう。

(1) 外交史料館のURL (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/>、2008年7月9日現在)。外交資料館は、外務省の一施設として1971年4月に開館し、幕末以来の日本の外交記録を収集、保存、公開している(「外交史料館 概要沿革」)。

(2) 外交資料館の戦後外交記録は、第17回公開分(2002年)まではマイクロフィルム、第18回公開分(2003年)以降はCD-ROMにより史料館で閲覧できる。04年からはインターネットを通じて公開されている資料もある。2008年7月9日現在、第1回から第5回(1979年)までと、第7回(1982年)、第8回(1985年)公開分の外交記録をウェブサイト上で検索、閲覧できる(「外交記録公開文書検索」<http://gaikokiroku.mofa.go.jp/index.html>)。

(3) 第6回公開分(1980年)のA'1.1.0.1「太平洋戦争終結による在外邦人保護引揚関係」に調書「満州及北鮮の状況」、A'1.1.0.1「在外邦人引揚に関しG.H.Qとの来往信綴」に「南鮮在留邦人ノ生命財産ノ保護要請ノ件」、A'1.1.0.1「引揚者及び未帰還者の保護救済関係」に調書「満州及北鮮に於ける邦人保護に関する交渉経過」がある。また、第16回公開分(2000年)のK'7.1.0「太平洋

戦争終結による内外人保護引揚〔本邦人(軍人を含む)〕に「南鮮の状況(朝鮮全般のものを含む)」、「京城日本人世話会会報」綴がある。

- (4) 第16回公開分のK'7.2.0「太平洋戦争終結による内外人保護引揚〔旧日本国籍人〕の中に「太平洋戦争終結による旧日本国籍人の保護引揚関係雑件朝鮮人関係」、「終戦直後の在外朝鮮人の状況一件」、「特殊朝鮮人の釈放及び送還関係」、「外地より本邦経由にて帰郷する鮮人関係」、「南北鮮出身死没者遺骨現地送還関係」などがある。
- (5) 第18回公開分のK'7.3.0.1-2-2「件名:太平洋戦争終結による在本邦外国人の保護引揚関係雑件 中国人関係労務者関係第2巻」に「鮮華人労工の動向」「鮮支人炭坑労務者問題に関する北海道出張報告書」など若干の資料がある。
- (6) 第14回公開分(1998年)のI'1.4.0.4「在本邦諸外国人学校教育関係」に「朝鮮人学校関係」がある。
- (7) 第6回公開分のA'1.1.0.1「本邦の対アジア政策調査研究関係」に調書「終戦前後に於ける朝鮮事情概要—終戦時並に終戦後朝鮮総督府の採りたる措置」(昭和20年12月)、調書「朝鮮政情推移の展望(未定稿)」(昭和22年8月)がある。
- (8) 第9回公開分(1987年)のA'7.1.0.5「朝鮮動乱関係一件」、第10回公開分(1989年)のA'7.1.0.5「朝鮮動乱関係一件/休戦交渉関係」、同「朝鮮動乱関係一件/政治会談関係」、同「朝鮮動乱関係一件/各国の態度及び世論」など。
- (9) 総務省法令データ提供システム(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO042.html>、2007年7月9日現在)。
- (10) 情報公開法第5条第1~4項によれば、(1)個人情報、(2)法人情報、(3)国の安全・外交に関する情報(「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報)、(4)公安情報(「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報)が「不開示情報」に該当する。しかも、第3、4項については行政機関の判断を特別に尊重するという規定がある(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO042.html>、2007年7月9日現在)。
- (11) 中島昭夫『これでいいのか情報公開法』花伝社、2005年、46~50頁。注9を参照。
- (12) 外交資料館の戦後外交記録は、現在、国立公文書館では閲覧できない。大蔵省などその他の省庁が保有していた現代韓国朝鮮関係資料は、国立公文書館のデジタルアーカイブ・システム(<http://www.digital.archives.go.jp/>、2008年7月9日現在)で検索できる。

- (13) 「求める会」の開示請求に対して外務省は、可能な部分は 2006 年 5 月までに開示決定し、残りは 2008 年 5 月までに決定すると回答した。しかし、2006 年 8 月になって、第 4 次本会談会議録だけをほぼ墨塗りで開示したため、「求める会」は不服申立てを行った。さらに「求める会」は、全面開示を実現させるため、外務省を相手に提訴した。その後、外務省は 2007 年 4 月と 11 月に約 7,000 枚の文書を開示した。そして同年 12 月、東京地方裁判所は、「開示請求から 1 年 7 カ月が経過している本件においては、開示決定などをしていない不作為が違法であることは明らかであり、これは市民の知る権利を侵害するものである」(判決文)と、外務省の不作為は「違法」とする画期的な判決を下した。こうして 2008 年 4、5 月には約 53,000 枚の文書が公開された。
- (14) 「日韓会談文書の全面公開を求める会」HP (<http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>、2008 年 7 月 9 日現在)。今後、第 5、6 次開示分の文書も HP 上で公開する予定である。
- (15) 이원덕『한일 과거사 처리의 원점: 일본의 전후처리 외교와 한일회담』(서울대학교출판부, 1996)、高崎宗司『検証日韓会談』(岩波書店、1996 年)、太田修『日韓交渉:請求権問題の研究』(クレイン、2003 年)、吉澤文寿『戦後日韓関係:国交正常化交渉をめぐって』(クレイン、2005 年)など。
- (16) 例えば、開示決定番号 2434、文書番号 173 (以下、2434/173 のように記す) アジア局第二課「再開日韓交渉議事要録 請求権部会第一回」(昭和二八、一〇、九)。
- (17) 例えば、1102/1757 「日韓間の請求権問題に関する宮川代表発言要旨」(37.3.12)、1165/1824 「大平大臣・金鍾泌韓国中央情報部長会談記録要旨」(37.10.20)。
- (18) 日韓会談文書・全面公開を求める会「外務省による日韓会談関連外交文書に対する開示決定についての声明」2008 年 7 月 1 日。
- (19) 例えば、財産請求権問題の不開示文書として、1042/1307 「サン・フランシスコ条約に用いられた「財産」及び「請求権」の用語の意味」、1102/1742 「韓国請求権の処理として一応説明のつく金額の査定」(1962 年初頃作成か?)などがある。また、部分開示といつても、1102/1758 「韓国請求権金額の査定」(37.3.17) のようにほぼ全面不開示のものもある。
- (20) 前者の内容は、今回公開された 1100/505 「日韓国交正常化交渉の記録 総説 7」で明らかにされているが(前掲「求める会」声明)、その原文は確認できない。また、後者は大蔵省作成資料だが、外務省側も所蔵しているはずであり、当然開示されるべきである。
- (21) この法律案の作成は、法務省、大蔵省、総理府が拒絶した結果、外務省条約局条約課が主管することになった(外務省アジア局北東アジア課日韓国交正常化交渉史編纂委員会「日韓交渉の回顧 - 条約課長として - (松永課長を中心に)」昭和 46 年 11 月、49~51 頁)。
- (22) 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする」国立公文書館があるが、公文書館の権限は行政機関から移管された公文書を保存することに限定されており、基本的に文書管理の権限は行政機関が掌握している。
- (23) 文書管理制度改革については、瀬畠源「情報公開法と歴史研究 - 公文書管理問題を中心として - 」(『歴史学研究』第 839 号、2008 年 4 月)を参照。
- (24) 史料館の担当職員によると、情報公開された資料すべてが史料館で公開されるわけではなく、その中から「歴史資料としての価値が認められる」と外務省大臣官房総務課外交記録審査室と史料館側が判断し、審査したものをおいてことになっており、現在その作業が進行中だとのことである(2008 年 5 月 20 日、外交史料館担当職員の話)。